

京都市告示第 151号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を決定し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

令和4年5月20日

京都市長 門川大作

道路の種類           市道  
供用開始の期日       告示の日  
路線名及び道路の区域

路線名	区間	延長	敷地の幅員
吉祥院経68号線	南区吉祥院西ノ庄西浦町20番地の1地先から 同町24番地の12地先まで	メートル 181.40	メートル 6.00 ~ 11.60
桂緯415号線	西京区上桂前田町71番地の13地先から 同町71番地の16地先まで	99.90	6.00 ~ 9.90
大枝歩12号線	西京区大枝沓掛町10番地の21地先から 同町9番地の91地先まで	142.90	2.75 ~ 7.00
羽束師経170号線	伏見区羽束師古川町140番地の4地先から 同町141番地の11地先まで	66.20	6.00 ~ 9.69
羽束師緯149号線	伏見区羽束師古川町140番地の1地先から 同町143番地の25地先まで	93.80	6.00 ~ 11.89

(建設局土木管理部道路明示課)